

専決処分の報告について(報告第1号)

品川区奨学金貸付条例に基づき、奨学金借受者および連帯保証人に対し返還を求めてきたが、返還に応じない者が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行い、東京簡易裁判所に対し支払いを求める訴えを提起した。

記

1. 訴えの提起

- (1) 件 名 品川区奨学金貸付金返還請求 4件
(2) 訴 額 2,703,000円

2. 事件一覧

No.	専決処分の日		続柄	貸付額	返還済額	残元本 (訴額)
1	令和3年12月22日	借受人	本人	872,000円	310,000円	562,000円
		連帯保証人	母親			
		連帯保証人	叔母			
2	令和3年12月22日	借受人	本人	924,000円	10,000円	914,000円
		連帯保証人	父親			
		連帯保証人	叔父			
3	令和3年12月22日	借受人	本人	156,000円	29,000円	127,000円
4	令和3年12月22日	借受人	本人	1,208,000円	108,000円	1,100,000円
		連帯保証人	父親			
合計	被告9人 〔内訳〕借受人4人、連帯保証人5人			3,160,000円	457,000円	2,703,000円